

平成 28 年 7 月 7 日

各 位

弊社および弊社従業員らに対する不起訴処分について

去る 6 月 17 日、弊社および弊社従業員らが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の違反容疑で送検されましたが、本件に関連して、昨日 7 月 6 日、東京地方検察庁より、いずれも不起訴処分とされたことをご報告申し上げます。

今回、このような事態を招いてしまいましたことは、誠に遺憾であり、深く反省しております。日頃から弊社をご利用いただいておりますお客様や弊社の株主様、お取引様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社では、二度とこのような事態が生じないよう、現行の法令及び今後の法令改変にもきめ細かく対応するために、役職員のみならず従業員一人一人への法令遵守の教育を徹底してまいります。また、仕入に関する管理システムの強化も図ってまいります。すでに同管理システムは、本年 6 月 12 日より運用を開始しております。

今後は、社内管理体制をより一層強化し、社会的信頼の回復に努めてまいります。

以 上

※本件に関するお問合せ先
株式会社ジョイフル本田
広報・I R 部 Tel No.029-828-5323